平成30年アジア拠点化立地推進事業交付要綱、実施要領及び『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表

平成30年9月末現在

1．基金の概要

基金（事業）の名称	環境対応車普及促進基金（アジア拠点化立地推進事業）
法人名	一般社団法人環境パートナーシップ会議
基金額（国庫補助金相当額）	3，000百万円（3，000百万円）
基金事業の目的	日本国内における研究開発拠点や統括拠点といった高付加価値拠点を維持・強化し、わが国の持続的成長を図るため、日本経済に与える影響が大きいと認められるグローバル企業による高付加価値拠点の国内立地を支援し、戦略的かつ積極的に日本の強みに適合した高付加価値機能の誘致・集積を図る。
基金事業の概要 （見直し対象となる融資等業務（※1）を行っている場合は、その概要）	高付加価値拠点の立地であって、2以上の国においてグループ会社が事業を行っているグローバル企業であること等一定の要件を満たす国内投資について、当該拠点の国内立地を支援し、日本の強みに適合した高付加価値機能の呼び込み・集積を図る。
基金事業を終了する時期	【基金事業の終了予定時期】平成30年12月 【基金事業の新規申請受付終了時期】平成24年11月
次回の見直し時期	－
基金事業の目標	高付加価値拠点の国内立地件数（年間30社） ※ただし、その他の対日投資促進に係る施策とあわせて達成する目標。

2．見直し結果

項目	講ずる措置	
実施した見直しの概要 （平成18年8月15日閣議決定、平成20年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等（※2）））	「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」等に適合するよう見直しを実施	
目標達成の評価	事業の立ち上げに係る初期投資費用を軽減する補助金は、グローバル企業の投資判断を促す強力なツールとして機能している。これまでの公募においても採択件数を上回る多数の申請がなされており、企業の投資を促す手段として実効性のある施策となっている。	
基金の保有割合	1.00	
基金の保有割合の算出	（平成29年度末残高－国庫返納額） ÷ 今後必要となる事務費 （24百万円－20百万円）÷5百万円	
使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果	使用見込みの低い基金等の該当の有無	（有）・ 無
	[有の場合]該当する理由：『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』（H18年8月15日　閣議決定）3　（4）⑤に該当する。	
その他	－	

3. 運用方法

科目		当該運用資産を選択している理由	金額(単位:百万円)
預貯金		資金の安全性と資金管理の透明性が確保されるため。	24
短期・長期信託		−	−
有価証券			
	国債	−	−
	政保債、地方債	−	−
	その他社債等	−	−

4. 執行状況 (単位:百万円)

			平成29年度	平成30年度見込み
収入	国費		0	0
	国費以外	出資等	0	0
		運用収入	0	0
		その他	4	0
	前年度繰り越し		25	24
	(マイナス)返納額		0	20
	合計(a)		29	5
(事業費等)支出	事業費(交付額)		0	0
	管理費(※支出先は当法人及び事務局)		4	5
	合計(b)		4	5
基金残高(a-b)			24	0
出資残高			0	0
貸付残高			0	0
債務保証残高			0	0

<交付額等> (単位:百万円)

	23年度	24年度	25年度
交付決定件数	9	6	2
交付決定額	794	1,873	270

※1「見直し対象となる融資等業務」とは、「簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(平成18年法律第47号)第14条第3号に該当する融資等業務をいう。
※2「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」(平成18年8月15日閣議決定)、「補助金等の交付により造成した基金の見直しについて」(平成20年12月24日　行政改革推進本部)